

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和5年9月5日（火）9：00～10：30

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、島田総括係長、

有吉総括係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

大洗研究所 根岸 所長 他7名

高温ガス炉プロジェクト推進室 次長

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、大洗研究所並びに原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設及び廃棄物管理施設における今後の許認可申請の進め方について、資料1に基づき説明があった。

これに対して、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を伝えた。

##### (1) 今後の許認可のスケジュールについて

- ・ 令和6年度下半期においては、大洗研究所の審査希望案件だけで5件予定されており、これらは常陽の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）やHTTRでの水素製造計画に係る許可変更など、慎重に基準への適合性を確認していく必要があるものである。今回の資料で提示された以外にも申請が想定されることや機構以外の施設の審査案件もあることを踏まえると、必ずしも希望されたスケジュール通りに進めることは約束できないことを念頭に置いておくこと。

##### (2) 常陽の長期施設管理方針について

- ・ 常陽の長期施設管理方針に係る保安規定変更認可申請については、新規制基準に係る設工認の時期との関係から、冷温停止を前提とした高経年化技術評価（以下「技術評価」という。）と運転を前提とした技術評価の2段階で長期施設管理方針の検討が必要と考えている。令和6年度下半期に申請が予定されている長期施設

管理方針に係る保安規定変更認可申請は冷温停止を前提としたものと認識しているが、運転を前提とした技術評価を踏まえた申請をいつ頃に想定しているか。

(3) 大洗研究所廃棄物管理施設の設工認申請について

- ・ 新規制基準対応に関して、9月1日に実施した第492回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において基準適合性を説明される上での根拠となるエビデンスが示されていないこと、説明資料に矛盾点があること等の指摘を行ったところである。この指摘は、申請書としてまだ詰め切れていない不十分なものを申請してきたと考えている。また、今日の説明では、機構が希望する認可時期について見直す旨の話もあったが、その点をどう考えたか説明すること。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

(1) 今後の許認可のスケジュールについて

- ・ 常陽の長期施設管理方針やHTTRでの水素製造計画については、早めに審査担当班と行政相談を行うなどして審査案件の平坦化を狙うとともに、機構がしっかりと説明資料を準備する前提の下、審査担当班が効率的に審査を進められるように調整していきたいと考えている。また、令和5年度の審査状況も踏まえつつ、今後のスケジュールについては見直していきたい。

(2) 常陽の長期施設管理方針について

- ・ 常陽の設計、運転等を踏まえれば、冷温停止を前提とした技術評価と運転を前提とした技術評価は大きく変わらないと認識しているため、現時点においては、令和6年度下半期の保安規定変更認可申請は、運転を前提とした技術評価を踏まえた長期施設管理方針に係るものとするを予定している。申請を2段階ではなく1段階で行うかどうかについては、引き続き検討していくとともに、今後行政相談できればと考えている。

(3) 大洗研究所廃棄物管理施設の設工認申請について

- ・ 審査会合での指摘内容を踏まえて、認可希望スケジュールを3ヶ月後ろ倒しし、令和6年4月末認可希望に変更した。指摘事項についても機構として十分理解しており、体制を強化して対応を進めていきたいと考えている。

また、機構から、大洗研究所廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請において、基準適合性の根拠が示されておらず審査が進んでいない状況を踏まえて、その原因と改善策について資料2に基づき説明があった。

これに対し、規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・ 本年8月から機構内の体制を見直しているとのことであるが、9月1日に実施した審査会合においても基準適合性の根拠が示されず、説明資料に矛盾点があるなど指摘されている状況であり、見直した体制が機能しているとは思えない。基準適合性を説明するために科学的な根拠をそろえて示そうという姿勢が申請書に見られないため、このままでは審査は進まない。機構としてこの状況を改めて認識してもらい、抜本的に体制の見直しを図ることが必要だと考える。

これに対し、機構から、承知した旨の回答があった。

## 6. 配布資料

資料1 試験炉班に係る大洗研、原科研の許認可案件の今後の進め方について

資料2 廃棄物管理施設の設工認の審査に係る対応について

以上